

競技者登録に関する規程

(社)日本オリエンテーリング協会

1. 総 則

この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「JOA」という)定款第3条および第4条第五項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。

競技者登録をした者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体(以下「会員」という)に所属する。

競技者登録をした者は、JOAが公認するオリエンテーリング大会(以下「公認大会」という)に出場することができる。

2. 登録申請

競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。

競技者登録をしようとする者は、所定の登録申請書と登録料を会員またはJOAに提出する。申込みを受けた会員またはJOAは、競技者に競技者登録番号を付与するとともに競技者情報を共有する。

JOAは競技者登録一覧名簿を作成・管理し、ウェブサイトにて公示する。各個人の競技者登録番号は、同一会員に登録を継続する限り原則として変更されない。

競技者が登録申請できる期間は、前年度2月1日から当年度1月末日までとする。年度途中で登録した場合は、その翌月から有効とする。

会員は登録事務をJOAに返戻することができる。

3. 登録先

競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する会員に登録申請する。

(1) 居住地または勤務地(学生・生徒にあっては学校所在地)

(2) 学生(大学・大学院・専門学校等)に限り出身高等学校所在地

ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、会員が妥当と認めればその会員に登録申請することができる。

同じ年度内に登録できるのは一会員とし、年度途中での変更は認めない。年度が変わって別の会員に登録した場合、それまでの競技者登録番号は無効になる。

4. 一時登録

上記にもとづく競技者登録をしていない者が、JOAの公認大会に出場を希望する場合は、一時登録をしなければならない。

一時登録をしようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、一時登録料を添えて

提出する。一時登録は当該大会のみに有効とする。

エリート・クラスおよび選手権クラスについては、一時登録を認めない。

5. 付 則

競技者登録の登録料は別途定める。

平成 11 年 5 月 22 日制定

平成 15 年 6 月 1 日改正

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正